

公 募

次のとおり委託業務の参加について公募します。

令和8年2月9日

全国健康保険協会石川支部
支部長 赤澤 信秀

1. 健診機関の公募に付する事項

令和8年度 被扶養者向け集団健診及び特定保健指導業務委託

2. 参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 全国健康保険協会と生活習慣病予防健診委託契約を締結している機関であり、健診受診者の自己負担を無料で集団健診を実施するため、全国健康保険協会管掌健康保険に加入している被扶養者に対する特定健診並びに健診当日の保健指導について、1年間の個別契約を締結できる機関であること。
- (9) オプション健診（任意健診項目）を実施することが可能であること。
- (10) 厚生労働省の定める電子的標準形式（XMLデータ）に基づく電子データ及び費用請求書が作成できること。
- (11) 医療・介護関係事業者における個人情報への適切な取り扱いのためのガイドランスの遵守をしていること。

3. 契約候補者の選定

仕様書に基づき提出された実施計画書等に基づき選定委員会で厳正に審査し、受託機関を実施エリアごとに選定する。（同一地域で複数の機関を選定する場合がある。）

また、健診実施日程、会場の選定において協会と受託者と協議により健診実施内容が重複しないように協会から調整を依頼する場合がある。）

契約候補者の選定結果について、令和8年3月16日（月）までに書面にて選定結果を発送する。

4. 参加申込書等の交付場所及び問い合わせ先

- ① 920-8767 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA 金沢ビル9階
全国健康保険協会石川支部 保健グループ 担当 山川、香西
電話 076-264-7204

5. 本案件に対する質問の受付及び回答

質問は、以下にて電話又はFAXにて受け付ける。

- (1) 受付先 全国健康保険協会石川支部
企画総務部 保健グループ 担当：山川、香西
電話 076-264-7204 FAX：076-264-7206
- (2) 受付期間 令和8年2月17日（火）午前11時00分まで
- (3) 回答 令和8年2月20日（金）午後5時00分までに仕様書の交付者に対してFAXにて行う。

6. 参加申込書等の提出期限、場所等

- (1) 提出期限 令和8年3月9日（月）午前11時00分必着
- (2) 提出先 〒920-8767 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA 金沢ビル9階
全国健康保険協会石川支部 保健グループ
- (3) 持参または郵送（郵送の場合は書留郵便等受領が確認できる方法とする）

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
全額免除とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は仕様書による。

(参考)

全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げるもの

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取り扱いについては、別に定めるところによる。